



# 長野県報

4月16日(木)  
平成21年  
(2009年)  
第2058号

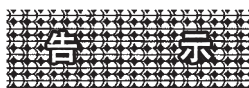
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室) .....	2
介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関の指定(長寿福祉課) .....	2
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) .....	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) .....	3
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課) .....	3
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会(食品・生活衛生課) .....	4
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	4
基本測量の実施(建設政策課) .....	4
政治資金規正法に基づく政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体(選挙管理委員会) .....	5

### 公告

一般競争入札(管財課) .....	6
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課) .....	6
調理師試験の実施(食品・生活衛生課) .....	7
製菓衛生師試験の実施(食品・生活衛生課) .....	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(4件)(産業政策課) .....	8
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許試験(森林づくり推進課野生鳥獣対策室) .....	10
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許更新のための適正検査及び講習(森林づくり推進課野生鳥獣対策室) .....	11
土地区画整理組合理事の就任の届出(都市計画課) .....	13
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課) .....	13
一般競争入札(病院事業局) .....	13
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課) .....	14
特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許センター) .....	15



## 長野県告示第275号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 起業者の名称  
長野市
- 2 事業の種類  
(仮称)長野市大豆島児童センター建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野市大字大豆島字中島地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
(仮称)長野市大豆島児童センター建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業に供する施設に関する事業に該当する。
  - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)  
本件事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
  - (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)
    - ア 本件事業の施行により得られる利益  
現在の長野市大豆島児童センターは、昭和44年に大豆島児童館(平成6年に大豆島児童センターに名称変更)として、隣接する市立大豆島小学校の三年生以下児童を対象に放課後児童健全育成事業を行う児童厚生施設として設置された。平成20年4月末現在の登録児童数は206人で定員に達しており、待機児童数は32人となっている。  
現在、同施設は以下に掲げる課題を抱えている。
    - (7) 昭和23年に建設された木造2階建ての建物のため、老朽化が進んでおり、放課後における児童の安全で安心な居場所としての機能に支障が出ている。
    - (4) 車の往来の激しい県道大豆島吉田線に面し、児童はこれを横断して小学校から児童センターへ向かわなければならないことから、交通事故の危険性がある。
    - (7) 希望する全ての児童を登録するには、現在の施設は狭いである。  
本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適切な規模の用地を確保して、児童センターを移転新築するもので、本事業の実施により、放課後や週末に子どもたちが安全に過ごせる施設の整備が図られ、行政サービスの向上が期待されると認められる。
  - イ 本件事業の施行による影響  
起業地の西側、南側及び北側は道路及び水路に面している他、民家に隣接している箇所については近隣住民への景観及び騒音の配慮から植栽を行うため、完成施設による地域住民

の生活環境への影響は少ないと認められる。

## ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

## ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、既存の児童センターの施設は老朽化が進み、また車の往来の激しい県道に面しているなど児童の安全対策の面で課題を抱えており、これを早期に解消する必要がある。また、今後増加が見込まれる対象児童全員を受け入れることの出来るように施設の狭あい化を解消する必要がある。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要と認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地は大豆島小学校の北西に隣接しており、小学校から県道大豆島吉田線を横断することなく児童センターに通うことができる箇所に位置している。またその範囲は、児童センターの建設並びに駐車場、園庭等の整備のために必要な面積に限定されており、本件事業に係る起業地の範囲は適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

## ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

長野市教育委員会事務局生涯学習課

企画課土地対策室

## 長野県告示第276号

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の27第1項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関の指定を次のとおり行いました。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 指定試験実施機関の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
長野市若里七丁目1番7号
- 2 指定した年月日  
平成21年4月1日

長寿福祉課

長野県告示第277号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
大津 義徳	心臓 腎臓 呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
森岡 進	肢体	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院
今井 玲子	視覚	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院
前田 尚武	肢体 呼吸器 ぼうこう又は直腸	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375-1 軽井沢町国民健康保険軽井沢病院
薄井 雄企	肢体	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
東山 史子	視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構長野病院
大成 憲二	肢体 心臓	上水内郡中条村大字中条2626 上水内郡中条村国民健康保険診療所
高橋 茂雄	肢体 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院

障害福祉課

西田 祥二	肢体 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院
相澤 充	肢体	佐久市岩村田1311-7 医療法人アレックス 佐久平整形外科クリニック
島田 弘英	音声・言語	上高井郡高山村大字高井6432-2 島田内科クリニック

長野県告示第278号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
内藤 康介	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構長野病院
内坂 徹	上高井郡小布施町851 特定医療法人新生病院	上高井郡小布施町大字小布施字烏林2252-1 医療法人花と実 栗の木診療所

障害福祉課

長野県告示第279号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
福田 淳	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375-1 軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	平成21年1月31日	県外転出
松永 大吾	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院	平成20年12月31日	長野市内医療機関転勤
青木 航洋	北佐久郡軽井沢町長倉4417-5 軽井沢リハビリテーションクリニック	平成21年3月31日	県外転出

障害福祉課

## 長野県告示第280号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
財団法人 理容師美容師試験研修センター  
理事長 荒賀 泰太  
東京都江東区有明3丁目1番地25
- 2 講習会の開催日  
平成21年9月14日（月）～16日（水）
- 3 講習会場の名称及び所在地  
長野県自治会館  
長野市西長野加茂北143-8
- 4 受講料  
1万8,000円

食品・生活衛生課

## 長野県告示第281号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
東御市滋野字北山甲4162-1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐は、択伐による。  
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
小諸市大字菱平字高峰704-1（国有林）
- (2) 指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐は、択伐による。  
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木

の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課並びに関係市役所に置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第282号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類  
基本測量（基盤地図情報整備作業）
- 2 作業期間  
平成21年5月11日から平成22年3月26日まで
- 3 作業地域  
上田市、岡谷市、諏訪市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、南佐久郡小海町、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町、上伊那郡箕輪町・南箕輪村、下伊那郡松川町、東筑摩郡波田町、北安曇郡松川村

建設政策課

## 選告示第15号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

平成21年4月16日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
賢政会	丸山賢二	佐藤雅道	大町市大字大町2284
清水強治後援会	清水強治	清水吉久	茅野市湖東1064
藤明会	藤澤敏明	有賀智	長野市徳間1-6-1
野村みなを後援会	野村みなを	野村尚	塩尻市棧敷177
宮下治後援会	宮下治	山崎福吉	駒ヶ根市赤穂4367-27
宮下いさお後援会 誠勇会	宮本勇雄	宮本一敬	須坂市大日向町41-16
横山信之後援会	横山信之	清水武	駒ヶ根市上穂南12-3
「明るい村をつくる会」後援会	屋ヶ田訓雄	中村珍賢	上水内郡中条村大字日高3203
足立千恵子後援会	高宮陽	塩原武男	東筑摩郡波田町9819-2
荒木たかよし後援会	荒木桂男	荒木敬悦	諏訪郡原村8226-3
伊藤篤實後援会	伊藤勝明	伊藤茂	東筑摩郡波田町385-1
小椋茂後援会	井出節夫	加藤俊清	南佐久郡佐久穂町大字畑156
議会と行政に嫌われる会	桜井良次	島田清	下伊那郡阿智村清内路147
草間としお後援会	百瀬哲博	伊藤章子	東筑摩郡波田町10208-1
小林謙三後援会	生嶋才四郎	原義人	下伊那郡阿南町南条1925
小林進吉後援会	小林峯子	小林大造	長野市差出南2-18-1
酒井和美後援会	松島信幸	今村洋子	下伊那郡松川町元大島3840-1
雑草の会	山下芳暉	山下芳暉	茅野市仲町11-21
さるたようこ後援会	深谷正一	深谷正一	駒ヶ根市赤穂11465-599
清水こうせい後援会	関口孝道	高地近子	小諸市大字市877-25
筑北新風会	青柳晃夫	飯島弘	東筑摩郡筑北村坂北2312-6
とよき勇後援会	小松貞雄	宮川新一	千曲市大字若宮436-3
日本共産党大池とし子後援会	武藤明	奥原安次	東筑摩郡山形村859
藤沢敏明後援会	竹内文義	丸山憲太郎	長野市柳町18 中電労組長野地方本部
平成維新同志会	水崎千尋	内山浩司	長野市伊勢宮1-22-1 ハイッ伊勢宮2B
丸山賢二後援会	伊藤喜一郎	高橋義夫	大町市大字大町2284
三井清史後援会	伊藤章二	三井すゑ子	上伊那郡箕輪町大字東箕輪266
みどりの会	芳沢豊久	芳沢定治	下高井郡木島平村往郷12-1
森ばくろう応援団	近藤しろう	柳澤純	千曲市大字桜堂521

選挙管理委員会